

4. 下水道・廃棄物処理体系等の整備

(1) 都市における下水道

(合流式下水道の改善)

汚水と雨水を一体的に処理する合流式下水道は、降雨時に未処理の汚水が雨水とともに直接、河川等の公共用水域に排出されることがあり、降雨後にオイルボール¹⁾が海岸に漂着する等、水質汚濁等の問題を引き起こしている。

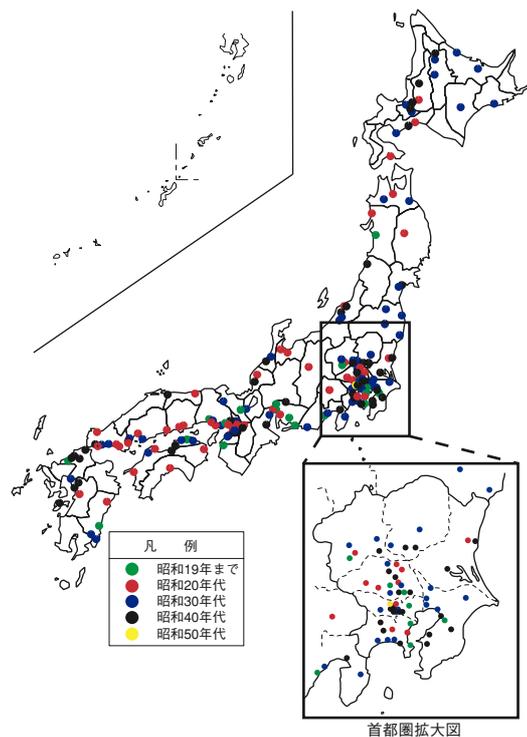
このため、国は平成14年度より合流式下水道緊急改善事業を創設することにより、合流式下水道の改善対策を計画的かつ緊急的・集中的に推進することとした(図1)。また、合流式下水道の改善対策を効率的に推進するため、産学官が連携して新たな技術の開発に取り組んでいる。この合流式下水道は、古くから下水道に着手した大都市を中心に採用されており、首都圏内においては、全国の約3割にあたる60都市で採用されているため、早急な対策が求められている(図2)。

図1 合流式下水道の改善イメージ



資料：国土交通省

図2 合流式下水道実施都市



資料：国土交通省

(2) 廃棄物の適正な処理等の推進

(ダイオキシン14年規制スタート)

ダイオキシン類は、工業等で意図的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程等で

1) オイルボール：白色の油の固形物。一般家庭や飲食店で使用されている食用油や石鹸の原料「高級脂肪酸」が下水道管内で固まったもの。

自然に生成してしまう物質であり、人体への影響が懸念されている。現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼であるため、平成9年の廃棄物処理法²⁾改正により廃棄物焼却施設に対する規制が強化され、既存の焼却施設についても段階的に構造基準・維持管理基準が適用されることとなった。恒久基準は平成14年12月1日より全面適用されたため、基準を満たさない焼却炉は改善を行うか廃止することとなった。

特に、首都圏において焼却される一般廃棄物の量は、全国の3割以上³⁾に達することからも、新基準に適合する施設の整備を進め、適正に焼却できる処理能力の確保を進めると同時に、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を一層押し進め廃棄物の焼却量を抑制していく必要がある。

(土壌汚染対策法⁴⁾が施行)

近年、市街地等においては、産業構造の転換等によって発生した工場跡地や低未利用地を活用したマンション等への転用が行われている。しかし中には、土地の転売後に土壌汚染が発覚しトラブルが発生する事例もある。

このように、企業の工場跡地等の再開発等に伴い、重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化し、人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている。このような状況を踏まえ、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定めた「土壌汚染対策法」が平成14年5月に制定され、本年2月に施行された。

首都圏コラム

広域拠点となるPCB⁵⁾処理施設整備へ

国は、PCB廃棄物の紛失、不明等による環境汚染を防止するため、環境事業団を活用し、東京湾にPCB廃棄物の広域的な拠点的处理施設を整備する。

この事業は、東京臨海部の中央防波堤内側埋立地の都営地において(図1)、トランス、コンデンサ、安定器が廃棄物となったもの及び廃PCB等のPCB廃棄物を安全に解体、洗浄し、PCBを化学的な処理によって分解するPCB廃棄物処理施設の整備・運営を行うもので、一都三県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)を対象に、平成17年度の施設本格稼働後、おおむね10年間で処理を完了する予定である。

図1 整備予定箇所



2) 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）

3) 「日本の廃棄物処理 平成12年度版」（環境省）による。

4) 土壌汚染対策法：平成十四年法律第五十三号

5) PCB（ポリ塩化ビフェニル）：絶縁性、不燃性等の特性によりトランス等の電気機器を始め幅広い用途に使用されていたが、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造されていない。処理施設の設置が進まなかったことから、結果として保管が続いている。PCB廃棄物の適正処理を推進するため、PCB特別措置法が、平成13年6月に制定、7月に施行された。